

令和 6 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 30 日（金）

令和 6 年第 8 回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 30 日（金）午後 2 時 00 分

茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 2

○ 議事日程

- 第 1 議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第 50 号 非農地証明願について
- 第 3 議案第 51 号 農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について
- 第 4 議案第 52 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 5 報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 6 報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 7 報告第 24 号 特定農地貸付の廃止届出の報告について

出席委員

~~1 番 石坂 豊治 君~~
2 番 齋藤 和子 君
~~3 番 柿澤 博 君~~
4 番 大竹 孝一 君
5 番 小西 利章 君
6 番 今井 英夫 君
~~7 番 吉田 恵子 君~~

8 番 原田 勝幸 君
9 番 廣瀬 正実 君
~~10番 野中 清 君~~
11番 杉本 剛昭 君
12番 朝倉 直芳 君
13番 村越 重芳 君
14番 小澤 昇 君

欠席委員 1 番 石坂 豊治 君
7 番 吉田 恵子 君

3 番 柿澤 博 君
10番 野中 清 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 8 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、1 番石坂豊治委員、3 番柿澤博委員、7 番吉田恵子委員、10 番野中清委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 10 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。13 番村越重芳委員、14 番小澤昇委員、以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 49 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。

14 番小澤委員より報告をお願いいたします。

○14 番（小澤昇君） 議案第 49 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 8 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、現況畑、747 m²でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ラズベリー、ブルーベリーを肥培管理する予定です。

労働力につきましては、本人 42 歳、従事日数 360 日、専業、配偶者 41 歳、従事日数 200 日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 譲受人は、平成 30 年から経営を開始しました新規就農者になります。これまでは、イチゴの栽培をされておりますが、営農拡大をするにあたり、ブルーベリー等を栽培するという申請になっております。説明は、以上となります。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○13 番（村越重芳君） 権利の種類は、所有権移転ということですけど、登記地目が雑種地となっておりますが、今までの利用形態はどうだったのですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 登記地目が雑種地ということですが、あくまで現況が農地であるというところで、今回、農地法の 3 条の許可が必要になりました。権利移動に際しては、農地法第 3 条の許可が必要ということで、今回の申請に至りました。

○13 番（村越重芳君） 登記地目が雑種地であっても、必要だということですか。

○局長補佐（松澤一樹君） 現況が農地であれば、現況主義ということでやっておりますので、農地法第 3 条の許可が必要となります。

○13 番（村越重芳君） では、これまでは、譲渡人の方がここを農地として利用されていたということよろしいですか。

○局長補佐（松澤一樹君） はい、そうです。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 49 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を報告のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 2、議案第 50 号、非農地証明願について、1 番案件を上程いたします。なお、質疑は報告後に行います。14 番小澤委員より報告をお願いいたします。

○14 番（小澤昇君） 議案第 50 号、非農地証明願について、1 番案件をご報告いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和 6 年 8 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、登記地目畑、419 m²でございます。

当該地は、10 年以上前から山林となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の「山林」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 50 号、非農地証明願について、1 番案件を報告のとおり、証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 3、議案第 51 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。4 番大竹委員より報告をお願いいたします。

○4 番（大竹孝一君） 議案第 51 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定についてのうち、1 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を借り、第 3 者へ貸し付けるにあたり、神奈川県知事の同意を得た上で、茅ヶ崎市が農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の利用権を設定する農地は、1 筆、畑、2,733 m²でございます。

権利の存続期間は、令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとなり、新たに 3 年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問でございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 51 号、農地中間管理事業に係る旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく利用権の設定について、1 番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、議案第 52 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件及び 2 番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件及び 2 番案件について、14 番小澤委員より報告をお願いいたします。

○14 番（小澤昇君） 議案第 52 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1 番案件及び 2 番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

初めに、1 番案件について、ご報告いたします。

令和 6 年 8 月 14 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも田、合計 1,879 ㎡につきましては、一体として耕作されており、水稻が栽培されていたほか、一部準備中でした。

7 筆、いずれも現況畑、合計 4,328 ㎡につきましては、準備中でした。

1 筆、現況畑、928 ㎡につきましては、ハウス内で緑肥が栽培されていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、トラック、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 64 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 63 歳、従事日数 300 日、専業、母 90 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、2 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 8 月 13 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 2 番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、畑、941 m²につきましては、アスパラ、シソ、ジャガイモ等が作付けされていたほか、一部準備中でした。

農機具の保有状況につきましては、耕運機、ハンマーナイフ、農薬散布機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 65 歳、従事日数 200 日、専業、配偶者 66 歳、従事日数 100 日、兼業、子 32 歳、従事日数 50 日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 52 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件及び 2 番案件について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 5、報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第 6、報告第 23 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び、日程第 7、報告第 24 号特定農地貸付の廃止届出の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書5ページのとおり、1番案件から3番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、住宅敷地及び駐車場敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書6ページのとおり、1番案件から8番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

引き続き、報告第24号、特定農地貸付の廃止届出の報告についてをご説明いたします。

議案書は、7ページとなります。

～1番案件について内容を説明～

本案は、市民農園として、平成25年第5回総会にて、特定農地貸付の承認の後、更新しておりましたが、所有者の都合により廃止する旨の届け出が、茅ヶ崎市に対してなされたものであります。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第22号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第23号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び、報告第24号、特定農地貸付の廃止届出の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和6年第8回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時20分閉会

ここに会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員